

教行信證流傳史の一節

橋川正

教行信證文類の流傳特にその傳授について氣づいたことを少し述べて見たい。このことに關しては既に鷺尾教導、住田智見兩師の發表があるから(註)それらを重複することは全て避けておかう。而して傳授の史料としては天文五年三月の記録といはれる教行信證傳授

記録や、天正八年に書かれた本願寺作法之次第即ち實悟記の記載が最も古い時代に屬するものとして知られて居ることを記憶からよび起しておかう。和歌の方面に於いて古今集傳授といふやうなこしが重大な出来事として世間から認められるやうになつたのは、室町時代以後であるが、他の諸道に於ても傳授とか祕傳といふやうなこしが、重んぜられた。本願寺に於ける教行信證も正しくこの時代風潮の影響を受けて、みだりに披讀することは許されなかつた。今日のやうな印刷術の進歩した自由解放の時代からは殆んど考へられぬ事

實であるが、然し應仁大亂の後典籍の影を絶つた時代に於てはかくの如き祕傳傳授によつて、漸くその命脈を保つたのであるかと思へば、聊かこの事實に對して恩恵の感を感じずには居られぬ。和歌をはじめとして茶湯生花の祕傳には隨分噴飯に堪へぬやうな事柄もあるが、教行信證の傳授は勿論それらの祕傳とは全くその内容を異にして居て、一家の根本聖典の相傳事實である點に於ては襟を正して厳かにその沿革を思惟せねばならぬであらう。

最近余は本願寺證如上人の日錄なる天文日記(原本は本派本願寺に藏す)を通覽したのであるが、同日記は天文五年より同二十三年に至る前後十九年に亘り、記載甚だ詳細を極めて居るから當時の本願寺内外の形勢の變遷を窺ふべき恰好の史料たると共に、その寺内六町の如きは大阪市制沿革の上に有力なる光明を投げひいては室町時代の末期所謂群雄割據の戰國の日本を雄辯に物語る極めて貴重なる活資料といはねばならぬ。

この日記の中にはからず教行信證傳授の事實三例を見出したから、順次その本文を紹介して所見の一端を述

べるこゝゝしよう。

先づ天文六年二月二十九日の條に

一、飛州照蓮寺此間教行信證讀たきよし申ツ。仍唯

今又望申間、此方申には此疏聊事に不^レ免事に候

へ共馳走共にて候間免するよし申出候、使上野也

一、照蓮寺本疏讀誦事免候、忝由申て百疋禮し候。

さある。飛州照蓮寺は現に高山町の大谷派別院ミなつてゐる寺で、この寺の坊主が教行信證を読みたいと申し出でた。然しこれは容易には免許しないのであるが、今までの功勞もあるからそれに免じて拜讀を許可されるこゝゝなつた。「此疏」ミいふのは、さすがに禪宗文學の盛んであつた時代であるから、禪疏に准じて教行信證を「此疏」ミ呼んだのであらう。「本疏」は後の例から考へて「本書」の意味である。これによつて「御本書」ミいふ名の古い由來を知ることが出来る。本典ミいふ稱呼は江戸時代に入つてから起つたものである。又百疋の禮ミいふのは、束修料ミして證如上人の手許に差出した志で、傳授記録にいふ所謂師匠への布施ではない。

右の記事に引き續いて左の如きものを見る。

一、照蓮寺よみ候本疏、自今日左衛門督ニ習候。御堂うしろの座敷にて也(三月一日の條)

一、飛驒國照蓮寺本疏今朝令拜讀畢。就^レ其爲^レ禮五

百疋持參候(四月十一日の條)。

即ち習讀の場所は本願寺の御堂後座敷であるが、實悟記に近年は御堂で傳授せられるやうになつたミいふのミよく一致する。但し傳授記録にはこの記事の前年の法式を載せて居るのであるが、日記の記事で見るミ同法式にて「一、相傳之間ハ九字之間、カリ天井コモニテハリ師匠上檀ノ方ニナヲリ弟子向座ニ座シ申候」ミいふやうな嚴重な儀式に準じたやうには見えぬ。第一場所が後座敷ミ九字之間(九字名號の掛つて居る本堂の表餘間)ミの相違があるのであるから、傳授記録に載せる所を疑へば疑へぬこゝがない。次に相傳習讀に要する時日であるが、傳授記録には「一、相傳之日月、百日休日者別書ノゴトシ」ミあるけれども、日記で見るミ三月二日から四月十一日まで約四十日しか要して居らぬ。これ又記録の法式ミ相違して居るから、果して天

文五年に傳へるが如き法式が規定されたかさうかは益
益疑はしくなつて来る。而して又上人の手許へ差出し
た拜讀の禮金は法式に黃金一枚白小袖二樽肴を弟子か
ら師匠へ布施するこいふのことは全く別である。こも注
意せねばならぬ。五百疋とはされ程に當るか。當時の
物貨の時價を少し比較して見る。天文日記に現はれ
る所を拾ふて杉原十帖三十疋、茶一袋三十疋、太刀代
二百疋、馬代三百疋、といふやうな標準を得て、普通
に太刀一口代馬一頭代の贈答に匹敵することを知ること
が出来る。兎に角前後合して六百疋を差し出したの
である。この外に弟子から師匠への所謂布施があつた
譯であらう。

次に天文二十一年正月二十二日の條に

一、本書拜讀事、四五日以前候間免之衆、明覺寺
光德寺、性誓、了誓、光永寺、端坊是ハ五ヶ年以前
より申之

此六人也

一、本書免之衆百疋タ二百疋致禮也、五人致禮光永寺ハ平野ヘ
行之由也。

次は六人が拜讀を申し出で前例と同じく先づ百疋づ

つ献納した、六人の中性誓、了誓は明かでないがその
他は何れも大阪にあつた寺院である。年代の明確を観
くが栗津家所藏の記録の中に、同時代と覺しき一帖の
末寺の名を列記したものがあるが、その大阪の部の下
を見る。定専坊、光永寺、光德寺、祐光寺、明覺寺、端
坊、東坊、盛光寺、蓮光寺、正春、定龍、超願寺の名
が出てゐて、前記の三寺一坊の名を悉くこの中に見出
すことが出来る。又平野は今の平野郷町であらう。次
いで三月八日の條に

一、本書各被讀果之間、爲禮三百疋願證寺、百疋
宮内卿、百疋明覺寺、百疋光德寺、貳百疋三番了
誓、百疋光永寺、貳百疋端坊此分也。

こあつて、正月二十二日から約五十日の時日を費し
て讀了したこいふが判る。願證寺、宮内卿の名が新しく
出でるが、前の性誓が宮内卿と同人だとすれば、願
證寺だけが増えた譯である。途中から拜讀の仲間入り
をしたのでもあるらうか。願證寺は前に引いた末寺帳に
光善寺、願證寺、願得寺と見えて居るもので、一門の
寺院であらう。

次には同二十三年三月二十二日の條に、

一、就本書拜讀各有禮、光善寺實立貳百疋ナシホ式

部卿賢勝百疋、顯證寺證淳三百疋、興正寺證秀五

百疋、橋立真宗寺順誓貳百疋以上五人也。二月九

日十日比より讀初之也。

この度は一門の人々が多い。光善寺、顯證寺、興正寺皆然りである。ナシホ式部卿とは攝津有馬郡名塙の教行寺であらうか、なほ調べる必要があらう。橋立真宗寺とは堺の真宗寺に區別するためであらうが、何處の寺であるか明かでない。要するにこの度も前後約四十日を費して居るに過ぎない。

天文日記に見るところは以上挙げた三例に留るが、これを概括するご左の如くである。

一、教行信證の讀誦に前後四十日乃至五十日を要したところ。

二、場所は御堂の後座敷で行つたところ（但し後の二例では不明）。

三、讀誦希望者は、本願寺主に申し出でその許可を受けねばならなかつたところ。

四、讀誦の許可を受けた場合には先づ寺主に通例百

疋の束修料を納めたこと。

五、讀誦終了に當つてはその志父はその地位に應じて百疋乃至五百疋の禮金を納めたこと。

從つて讀誦はその名通りのもので單に素讀に過ぎなかつたであらう。江戸初期の傳授に就いて記し居る故

實條々錄の第三十四條に「讀切以上三十度五日二日ツ三十餘ヶ日ノ間」云々といつてゐるが、ましてその以前の時代に於ては今の學校のやうに毎日一定の時間を

これに宛てた譯でもなからうから、その間には闕ける日もあつて四十日乃至五十日かゝつたのであらう。それが江戸時代になつて、やゝ形式的固定する代りに以前とは多少確かになつて五日に一日づゝの休みを置いて一月餘りで讀了することが出來たのであらう。つまりぬといへばつまらぬこゝであるが、開版以前に於ける教行信證流傳の一節こゝして、確實な史料を得てそのままうち捨てゝ置くのも惜しい氣がしたのでこれを綴つて見た。

四年七月)

住田智見師、教行信證拜讀の沿革及研究の用意に就て

無盡燈二一七號(大正三年四月)

(大正十一年十一月十七日稿)

東本願寺所藏教行 信證延書のこと

日 下 無 倫

予はさきに本誌第三卷第一號(昨年四月發行)に於て、「教行信證延書古寫本の研究」¹と題する未定稿をかけ、大方の叱正を仰いだのであるが、今こなりでは多少あき足らない所もあり、補綴したい箇所もあるから、「延書」に關する研究は、いづれ近い中に再び項を改めて發表したく思つてゐる。そのなか、現存古寫本

中最古に屬する稀品として、東本願寺内事局所藏の一本を特に注意しておいたが、今は是の一本に關してのみ多少の修正補足を施したのである。そして原稿を切

の當日に際してあわただしくベンを取つた。

二

東本願寺本は合計十九帖の粘葉綴から成立つてゐる。各帖の標紙には、それそれ外題文字(題簽)と、その左隅に「釋源覺」の三文字とが、本文と同一筆にてかゝれてある。そうして信卷三末中には左の奥書がある。

貞和二歲戊(丙寅)二月二十八日時正第四日

右文中の時正とは春秋二季彼岸の中日の事で、今は二月三あるから春彼岸であることは申すまでもない。「二月二十八日時正第四日」とあるから、これより推測するに、貞和二年の春季彼岸の中日は、正しく二月二十五日であつて、その第四日即ち二十八日の意味である。前號に於ては「時まさに」の意味に誤解して二十五日から起筆したものと早合點して書いたが、今はさうでないことを改めて茲に訂正しておく。

三

本書が南北朝初期貞和二年(紀元一〇〇六)の書寫にかかる眞本なる事は、紙質墨書に徵して歴然たるもので、今更論ずるまでもないが、しかし、此れが果して源